

「(仮称)宮古市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」骨子案に対する意見を募集します

自転車の利用に関しては、「道路交通法」の改正や「岩手県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により、自転車乗車時のヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入などが努力義務とされています。

しかし、法改正や県条例制定後も自転車乗車時のヘルメット着用率は低迷しており、努力義務を課した事項について、取組を強化する必要性が高まっています。

このような背景を踏まえ、市として、市やその他の実施主体の責務を明らかにすることにより、市の施策を強力に推進し、自転車利用者の交通安全意識を向上させることにより、市民等の交通安全の確保と、自転車事故による被害者の保護を図るため、新たに条例を制定します。

この条例骨子案について、皆さまのご意見を募集します。

■募集期間

令和8年3月18日(水)から4月7日(火)まで ※必着

■閲覧場所

市民交流センター、各総合事務所、各出張所、地域創生センター、市民文化会館、中央公民館分館、市立図書館、総合福祉センター、市民総合体育館、田老公民館、田老診療所、新里生涯学習センター、新里診療所

※市ホームページ(右記二次元コード)でもご覧になれます。



■提出方法

- 1 意見提出フォーム[右記二次元コード(インターネット)]により提出。
- 2 「(仮称)宮古市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」骨子案に対する意見提出用紙に必要事項を記入のうえ、閲覧場所に備え付けの提言箱(私の提言「市長への手紙」)への投函、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。



■提出先・問い合わせ

市市民協働課生活安全係

※4月1日からは、「くらし安全課 くらし安全係」に名称が変わります。

〒027-8501 住所不要

電話 0193-68-9109 ファクス 0193-63-9110

電子メール sekatsu@city.miyako.iwate.jp

■提出意見の取り扱い

いただいたご意見は、条例制定の参考とさせていただくほか、検討後に意見概要とこれに対する考え方を公表します。

なお、氏名等個人に関する情報は公表しません。また、他の目的で使用することも一切ありません。